

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 8 年 9 月 4 日(金) 午前 10 時 20 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 吉津議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大峰局長・宮本次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議(9 月 4 日)から付託された事件(議案 1 件)
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 10 時 20 分 閉会 11 時 33 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 8 年 9 月 4 日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

宮 本 啓 治

上田委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 8 年度長門市一般会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。審査は第 1 条歳入歳出予算の補正及び第 2 条繰越明許費の補正を一括して質疑を行います。執行部より補足説明がありましたらお願いします。

総合政策部長 それでは、地域未来創造課所管につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書の歳出、10 ページから 11 ページ、予算説明資料では 1 ページになりますが、長門湯本温泉北エリア再生事業につきまして、補正予算書 8 ページから 9 ページの国庫補助金、廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業を活用し、長門湯本温泉の北エリアを再生するために必要な経費を計上したものであります。本補助制度につきましては、1 次および 2 次の補助採択が必要となっており、1 次採択後に北エリア再生計画の策定と進出事業者の選定を行った上で、2 次申請を行い、2 次採択後に旧ホテル枕水等の解体工事に着手するというものであります。なお、国庫補助の対象期間が令和 8 年度及び令和 9 年度の 2 か年となっていることから、事業実施期間を少しでも多く確保するため、議案第 1 号として前倒しで予算計上させていただいたところです。

上田委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

尾崎委員 補正予算書 10 から 11 ページ第 2 項「観光費」第 3 目「観光振興費」事業コード 290 長門湯本温泉北エリア再生事業について伺います。その中で大部分を占めてるのが解体費で、6 億 6,000 万円、解体費を見込まれてますが、この 6 億 6,000 万円という金額はどのような積算によって算出されたのでしょうか。建物の規模、構造、廃棄物処理、アスベスト対策など主な内訳がわかればご説明お願いします。

地域未来創造課長 6 億 6,000 万円の根拠ということでございますけれども、市内の複数事業者から、見積書を徴して算定した金額になります。見積に際しては、現地調査を各社に行っていただきました。この時点で、まだアスベストの含有量というものがまだ未定でございましたので、この見積もりの算定にあたってはアスベストを多く含有していると、そういう想定のもと算出を行っております。建物の構造などにつしまし

て、旧枕水につきましては、5,320.15 平米、鉄筋コンクリート造の 7 階建て、それから旧枕水の社員寮、これにつきましては 360.96 平米、鉄筋コンクリート造の 2 階建となっております。

田村継委員 先ほどに続いて質疑をさせていただきます。こたびの解体工事費 6 億 6,000 万円、アスベストの含有量が未定のため少し多く計上されているとのことでしたと思います。このアスベストを調査するために、石綿防止予防規則、大気汚染法などに伴い、本工事着工前に事前の調査が必要だと思うのですが、この調査はいつ頃されるのか、お伺いいたします。

地域未来創造課長 アスベスト調査につきましては、7 月の下旬に予算流用によって発注をしております。今現在、その含有量につきまして成分の分析結果待ちの状態でございます。

田村継委員 では、その調査が今この 6 億 6,000 万円はアスベストが多少多くあると見込んでの数字だったと事前の調査でいただいています。もし調査の結果この数字が少ない場合、減額補正予算を組まれるか、執行残として処理をされるのか、見解をお伺いいたします。

地域未来創造課長 今おっしゃられた、アスベストの含有量によって、この 6 億 6,000 万円、今予算上この金額になっておりますけども、実際に入札なりを行っていく時には、少なければ下がっていく、そういうことになろうかと思います。それに対して補正をするかどうかというのは、ちょっとそのタイミング的には間に合わないかもしれません。先々では契約なり将来的なその残が見込める状況になれば減額補正というのは検討してやりたいと考えております。

田村継委員 私からは、この質問についてはとりあえず最後で、今調査を、アスベストの含有量調査をしていただいているとのことでしたが、この調査結果がいつ頃出て、いつ頃私たち議会にお知らせをしていただけるのか、お伺いいたします。

地域未来創造課長 アスベスト調査の経過につきましては、今月中にはその結果が確定するかと思っております。ただ、あくまで部分部分で抜き取って調査するものですから、例えば工事を進めていく中で新たに出てくる可能性などもあります。なので、今回その含有量調査を行いますけども、検体採取箇所というのは限定されますので、イレギュラーに出てくる可能性もあります。報告をするか否かということですが、ちょっとそれに関しては、この工事を発注していくに際して、予定価格的なことであつたり、そういったところにもかかってくるのかと思いますので、報告というか公表というのは予定しておりません。

ひさなが委員 では、ちょっと全体のスケジュール的なものをちょっとお伺いしたいと思います。昨日ですかね、スケジュール表っていうの一部いただいておりますけれども、改めて、いろんな 1 次申請があつて 2 次申請があつて、内容がどんなものであつて、どの段階で何が決定するのかとか、その事業者の決定時期って

のはいつを考えられているのか、いつまでに必要なのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

地域未来創造課長 1 次申請につきましては、3 つの見通しを添付した上で、申請を行う必要があります。それについては、後継事業者見通し、それから土地、建物などの権利調整、取得の見通し。またエリア再生計画検討、これができる会議体の設立の見通し、そういったものがこの申請に際して必要となっております。1 次申請を行いまして、昨日採択を受けましたけれども、それから開始すべき内容としてエリア再生計画、これを作らなくてはならないと。それに伴って、これを検討する委員会を立ち上げるということで、または対象廃屋これの解体に向けて必要な調査、これをまず行っていくというところでございます。この 1 次申請を受けて、その 1 次の支援期間に、この今申したことを終了する必要があります。なので、我々の今想定スケジュールとしては、9 月から 11 月下旬までの間、約 3 か月程度でこの計画を作り調査を進めていくと、それに対しては補助が出ますというふうな形になっています。それから 2 次の申請を行って、今度は採択をまた目指していくわけです。空白の期間が補助の事業に関しては出てきます。この期間に収まらないものを、調査事業などに関しては跨いでいく形になりますので、補助の対象にはならない部分もあるということです。

2 次のほうに求められる書類などにつきましては、まだ 2 次の公募要領がまだ出ておりませんので詳細については未定ですけれども、1 次支援段階で策定したエリア再生計画を添付すること、それから、この段階でその後継の事業者さんが固まっているということ、そういったところはおそらく必須になるであろうと想定しております。なので、そういったところは進めていくということになります。今申した進出事業者の決定時期につきましてはですけども、その 2 次の申請の前にまでには、意向を固めていただきまして、それと特に例えば協定などを結び、その際にはもちろん報道公開というか、報道発表などをして、こういった事業者さんと進めていきますということを公表するようになるのかなと想定しております。

ひさなが委員 はい、よくわかりました。今お示しいただいた中に、エリア再生計画の検討委員会、今から多分設置をされていくってということだと思んですけど、この委員会っていうのは、どんな方がそれを形成されて、どんなことを話していかれるのかについてお伺いします。

地域未来創造課長 エリア再生計画検討委員会でございますけれども、委員長につきましては市長が務める予定でございます。で、他には、観光であったり経済の団体から、それから地元の団体などから選出された代表者の方、また行政関係者などで構成する予定でございます。現在 7 名の予定としております。で、加えて、検討委員会、これに下部組織という形で、このエリア再生計画を、実際に策定する作業をするワーキンググループというものを設置する方向で考えております。それにつきましては、今 10 名程度で作業を行っていくということでございます。ワーキンググループの

方には、地元団体をはじめとして公共空間活用をするような専門家、それから関係団体や行政関係者などで構成する予定でございまして、進出予定事業者、公募予定の事業者さんも、このワーキンググループのメンバーとして、今後この計画策定に加わっていただきたいと考えております。

ひさなが委員 地元団体の中には自治会さんも含まれるんですか。

地域未来創造課長 自治会ということではなく、まちづくり協議会、自治会を傘下に持つまちづくり協議会を想定しております。

ひさなが委員 わかりました。では、その委員会があって、その下にワーキンググループがあると。で、エリア再生計画検討支援業務委託料にもお金が出ると思うんですけど、これはまた全然違うところに出るお金ですか。

地域未来創造課長 今おっしゃられた業務につきましては、地元のエリアマネジメント会社の方に業務委託するという形を考えております。

ひさなが委員 その業務委託先が検討の粗みみたいなのを作って、それをだんだん上げていくみたいなイメージなど、それらが、どういう3者が関係になるのか、ちょっとわかりやすく教えていただけますか。

地域未来創造課長 まず、その計画を策定、決定するのはあくまでも最初に申しました検討委員会、約7名の方ということになります。で、それを具体的にこういう形で作ってくださいよというふうなオーダーをしたり、条件を提示したりすることになります。で、それを受けてワーキンググループで作業をしますと。で、その今申した業務委託に関しては、そのワーキンググループとともに、様々な調整作業、専門家さんに図面などを作っていただくところ、様々な業務など、データなど、それから基づいてデザイン監修などを、これまでの湯本温泉のまちづくり、これと整合性を持った形で今回の計画を作っていくという形になろうかと想定しております。そういった業務を担っていただくということでございます。

ひさなが委員 じゃ、ちょっとこの件は最後にしようと思えますけど、そういった業務をしていただくのに、1,670万円ですかね。だから、今から2次申請をするまでの2ヶ月、3ヶ月弱ぐらいの間に1,670万円を支払いをするその根拠っていうのは、どんなことがあるかをちょっと教えていただけますか。

地域未来創造課長 今おっしゃられた通り、約3ヶ月を切るような期間の中でこの作業というものをやっていたかなくてはならないということになります。期間が短いところにおいて、逆に、かなり詰めた作業を、無理に強引にお願いするような形が出てきます。それに対して、やや割高感も出てくるかなとは思っておりますけども、そういった中で、その各種、その専門家さんに、専門的な知識や技術を活かしていただいてこの計画に様々なことを反映させていただく、そういったことなので、そういったふうな金額になっております。

ひさなが委員 今のその1,670万円、補助対象経費ですか。

地域未来創造課長 補助対象経費となります。

上田委員長 関連はございませんか。

田村大治郎委員 それでは、ちょっとお尋ねしますけど、官公庁の補助事業ですが、1次採択と2次採択で分けて交付をされるということでしょうか。

地域未来創造課長 想定ですけれども、年度で切られるようになるとは思っております。なので、1次採択分としていただけるのか、1次と2次の出来高分としていただけるのかっていうのは、ちょっとまだ、2次の公募要領が出てない関係上、その支払いの構成につきましては、まだ確認ができておりません。

田村大治郎委員 じゃあ、ちょっと私が言葉の使い方間違えてるのかもしれないんですけど、さっき、今、補足説明のところで、1次採択、2次採択で、今、ひさなが委員の質疑の中では1次申請、2次申請っていう言葉だったですけれども、この4億円からの国の支出金ですけれども、これは今の段階で1次採択を受けてるということですが、全額、この4億円あまりっていうのがもう交付されるということで受け取っていいですか。

地域未来創造課長 すいません、先ほどの件、修正するような形になるかもしれませんが、1次は1次で補助金をいただけると思っております。なので、2次に例えば至らない場合ということが想定されますけども、その中でも、このエリア再生計画を作った際には、この1次の補助というのは受けられるというふうなことで、私どもはそれは確認はしています。

田村大治郎委員 ということで、今の段階でも、この解体工事費6億6,000万円ですけれども、これは全部国の補助金を使って実施をすることが可能ということでしょうか、今の段階で。

地域未来創造課長 6億6,000万円、解体工事費の予算ですけれども、これにつきましては2次採択を受けてからの交付となります。6億6,000万円のうち消費税分、これは仮にですけど、消費税分を除いて、その3分の2で、一部分が可能性として今聞いているのは2分の1になる箇所もあるかもしれないと。ただ、それにつきましては、2次の公募要領が出ていないので、詳細についてはまだ未定でございます。

田村大治郎委員 それでは、2次採択に向けた課題についてお尋ねをするんですけど、先ほど課長からも説明がありましたけれども、改めて2次採択に向けた課題とその具体的な対策と言いますか、解決方法についてお尋ねをいたします。

地域未来創造課長 2次採択に向けての課題というところでございます。先ほど諸々申しましたけれども、まず短期間でエリア再生計画を策定しなくてはならないということ、それからそれに伴って進出事業者の意向を固めていただいて、その進出の見込みがあるということ、まずはその2点が大きな課題なのかなと思っています。もう1つは、用地の取得交渉などもありますけども、諸々その解体に向けた様々な準備ということがあるかなと思っています。

田村大治郎委員 それで、今進出事業者さんであったり、先ほど後継事業者さんであったりというふうな表現だったんですけれども、この事業者さんが決まらないことにはおそらく 2 次採択にはいかないんだろうというところですが、今何社と交渉されているのか。その業態ですけれども、宿泊事業者の方ということでよろしいでしょうか。

地域未来創造課長 まずですね、進出予定候補の事業者さんと企業誘致推進室を中心に今交渉にあたっております。非常に重要な誘致案件だと思っております。したがって、下手に情報などが漏洩してしまうと、やはりこれは市の信用問題になってくると思っておりますし、現在、その例えば社名であったりとかということについては、発表を控えているというところになっております。そのまず 1 社ですね、先だって記者会見、市長の記者会見でもそれはもうお伝えしましたけども、進出意欲をお持ちの宿泊関連事業者様、1 社と継続的に今お話をさせていただいております。

上田委員長 関連はございませんか。

綾城委員 予算書の 11 ページに、まずちょっとお尋ねです。土地建物購入費というのが上がってます。3,000 万円ですかね。これはあれですか、こういったものを購入されるのか、内訳をお伺いいたします。

地域未来創造課長 まず、解体する予定の建物及びそれに附随する土地で、それに加えて、現在隣接する駐車場、これについても新しくその事業を展開する上で必要となるのではないかとという想定のもと、購入を現在予定して予算計上を行ったところでございます。

綾城委員 隣接する駐車場が今回、市が取得する対象に入っているというところで、今、これはあれですか、駐車場は大体どのくらいの方が借りられてるとかってことは把握されてますか。

地域未来創造課長 約 30 名程度だと聞いております。

綾城委員 30 名程度の方がお借りになつてるところで、これはあれですか、駐車場について、今後これは駐車場がなくなるというふうな予定で今、市が考えていらっしゃるってところなんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

地域未来創造課長 先ほどちょっと申したように、あくまで想定として、そういった準備をしているという段階でございます。なので、まだここを使うかどうかというのは、もちろんその進出事業者さんの意向もありますし、今後のエリア再生計画の策定、これにもよります。なので、まだ確定的なところはございませんけれども、そういった準備を今しているという段階でございます。

綾城委員 つまり、その駐車場についてどうなっていくのかというところを今後、エリア再生計画の中で示されていくというところで、これはワーキンググループの中でお話をされるというふうにちょっと思っておりますけれども。先ほど、ひさなが委員からご質疑がありました。今、自治会が自治会としては入っていないと。まちづくり協議会として入っていると。まちづくり協議会は、自治会も構成、3 自治会の湯本、門前、三ノ

瀬が構成をされていて、自治会が入っているからまちづくり協議会でいいだろうという趣旨でまちづくり協議会のみ、地元代表としては構成されているというような考え方でよろしいですか。

地域未来創造課長 はい、今議員おっしゃったとおりでございます。

綾城委員 この湯本観光まちづくり計画、白木屋さんの倒産後、解体して、今の星野リゾートさんを誘致されて、そして街並み整備をされました。その時も同じような考え方でデザイン会議があって、その上に推進会議があって、そういったメンバーで構成をされていました。私が、これは湯本自治会、先ほど市長の行政報告もありました。湯本自治会からもこの枕水さんの解体を願う要望書を出させていただいています。私は、その湯本自治会に住んでおります。これは確かに総会で皆様にお諮りをして、皆様から是非解体をしてほしいというところで要望書を出さしてもらってますけれども、やっぱりですね、駐車場がもしかしたら無くなるかもしれないということになってくると、駐車場をどうするのかっていうようなお話も出てくるんじゃないかと思います。その時にですね、この湯本のまちづくり協議会というのは、どちらかというと観光振興に特化したまちづくり協議会だというふうに思っております。この駐車場の廃止となってくると、これは地域の方々の生活に関わってくるというふうに思ってます。ですので、まちづくり協議会の会長だけにその住民の意見の集約を任せるっていうのは、ちょっとやっぱり荷が重いのかと思っておりまして、最低でも湯本自治会が、この今のワーキンググループなのか、その上の組織の検討委員会なのかわかりませんが、やっぱりちゃんと入れる必要があるんじゃないかというところをですね、ちょっと1点だけ疑問に、疑義を感じておりますけれども、その辺はちょっと課長か部長か、見解をお答えいただけませんか。

地域未来創造課長 今おっしゃられたところ、駐車場の問題というのはですね、今後想定される懸念事項の1つでございます。私ども、先行して湯本区それから門前区などの自治会長と、そういった可能性も含みながら今お話をさせていただいております。なので、まちづくり協議会の会長というのは、もちろんその意見吸い上げなども行うというふうに聞いております。なので、基本的にはそちらを通じて、ご意見などをまとめていただきたいと思っております。また、それとは別にですね、私どもで必要があれば個別に自治会長さん、あるいは地元の説明なども当然行って、丁寧に進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

綾城委員 それはつまり、例えば湯本自治会の自治会長はメンバーに入れないというご回答だということよろしいですか。

地域未来創造課長 現在の予定としてはその予定はありませんけれども、もし仮に自治会長さんが私も加わりたいと、お話に入りたいということであれば、それについては十分検討の余地はあるかなと考えております。

綾城委員 私も地元なので、自治会長にもちょっと確認をしました。なら、自治会長に

入ってほしいというようなお声掛けはなかったというふうに聞いております。ですので、自治会長の意向を聞いていただいて、これやっぱり駐車場の問題はというふうになるかわかりません、あんまり深くも掘りませんけれども、大切な問題になるかもしれない。ですので、自治会長の意向も聞いていただいて、ぜひメンバーに加えていただければというふうに私は思っております。もう一度ご見解いただけますか、

総合政策部長 今課長申しましたように、現時点では予定はしていないということですけれども、丁寧にということですので、委員会に入れると委員会でのこう採決権になってきますので、お 1 人に意見を聴取するっていうことであれば、委員会にお越しいただいてお話を聞くっていうケースもできるかなと思いますけど、委員については今のところ想定はしていないということですけども、今のご意見をお伺いしながら、検討はしていきたいと思います。

中平委員 綾城委員から質問があった土地建物購入費、これ説明資料だと公有財産購入費 3,000 万円となっておりますが、まず、これは同じものなのかをお聞きしたいです。

地域未来創造課長 公有財産購入費の中で土地建物を算定しております。ちょっとこの積算根拠であったりというところにつきましては、交渉を含む事項でございますので、詳細については控えさせていただければと思います。

総合政策部長 今のご質問にお答えします。意図がちょっと分かりにくかったと思うんですけど、公有財産として一旦購入するというような形になります。ですので、現在公有財産ではございませんけれども、市が持っていないと補助対象にならないっていうことになるので、一旦購入するという形になります。それを解体していくという形になります。

中平委員 僕あんまり頭良くないんであれなんだけど。ただ、現状では個人のものであるけど、解体するにあたって市のものにしてないと解体できない。だから、それを公有財産、説明資料では公有財産購入費ということで、この 3,000 万円のこの算出根拠って出ますかね。

地域未来総務課長 先ほども申しましたけども、交渉ごとでございます。詳細については控えさせていただければと思います。

林委員 まず最初に、初め申しておきますけれども、地域住民の生活が侵害されるような観光地づくりはあり得ないということを先に申し上げておきます。先ほど中平議員のほうからちょっと用地交渉の件について話がありました。まず 1 点、ちょっと確認なんですけども、この交渉相手ってのはどなたですか。

地域未来創造課長 まず債権者がおられます。それは債権回収会社になりますけれども、そちらとこの債権がかかる部分については交渉しているところでございます。

林委員 今、用地買収に向けての準備交渉だと。今月中旬には覚書の締結に向けて話を進められると。今まで話せる範囲で結構ですけど、どういうその準備、交渉等、

中身話せますか。話せる範囲で結構ですけど。で、それともう1点。

じゃ、それを含めて、その覚書の締結に、その覚書の内容っていうのはどういったものを想定されてるんでしょうか。

総合政策部長 交渉の内容については、大変申し訳ありませんけども申し上げることができない、手順等についてもなかなか申し上げるわけにはいかないと思っています。ただ、覚書についてもスケジュール的に覚書を交わさないとあと回しになるということで、施設の解体が最終的に目標の1つになってますので、解体がやはり相当な期間がかかるということで、スケジュールを割とこう詰めてやっていますけど、それに遅れないように目標としてやっていこうという形で、覚書と言いますか、というか、購入をいつするかっていう段階は結局支払いになりますけど、そういったことを確約できるようなことを目指していきたいという意味合いのスケジュールになっております。

重廣委員 この想定スケジュール、じっくり見させていただきました。このようなものを作っていただきましてありがとうございます。なんかにわかには作られたなっていう感じがして、ちょっとやれないんですけどね。6月の12日ですか、全協でその時にも文書で書いたスケジュールが大まかにありました。その中でも、エリア再生計画という言葉は私は初めて聞いたんですが、今まで湯本のまちづくりに関しましては、デザイン会議であったり、このデザイン会議っていうのがかなりの人数で長くやられたというイメージを持っています。それとこれを比べてこの再生計画というのは、庁内プロジェクトチームという、市長特命の、そういうイメージで今、人数を組まれまして、ワーキングもあれもこれもということも今言われてましたけど、今、みらい検討会議ですか、年2回開催されてますよね。それとの兼ね合いっていうのはどのようなようになってるかをちょっと説明いただけたらと思います。それとは一切関係ないと言われたらそれでいいんですけどね。

観光政策課長 委員がおっしゃる長門湯本温泉みらい振興評価委員会は年に2回ほど開催をしておりますけれども、入湯税を嵩上げた財源を積み立てる基金等の健全な使い方とかまた、長門湯本温泉の観光のまちづくりについてご意見をいただく場ということで設定をしておりますけれども、それとこのエリア再生計画を作る検討会は別物という形で考えております。

重廣議員 今はっきり別物というふうに言われましたね。わかりました。これが今、解体工事が令和10年の2月に完了というふうにスケジュールは書いてあります。つまり、エリア再生計画を策定完了というのが令和8年の11月の中旬ですね。それを予算作らないと2次審査、2次には対応できないということでしょうけど、今その金額、今6億6,000万円でしたか解体が。その1次審査が昨日採択されたと言われましたと思うんですが、まだこの先ほど1,670万円、あの金額の中にリア再生計画の金額も入ってるというふうな説明があったと思うんですが、その計画内容が11月の中旬でもうストップしてますよね。それから解体に至るまで1年半ぐらいあるんですか。

その間というのは、その時のデザイン会議とかなんとか、そういうことは全然されない、この短期間でエリア再生計画を作られて、それで全て集約されるという考え方でよろしいんでしょうか。今までのデザイン会議とは全然感じが違うんですが、そのあたりの考え方をお願いいたします。

地域未来創造課長 まず、補助事業のスケジュール上、そのような非常にタイトなスケジュールになっております。これについては、我々もちよっと非常にこう危惧しているところが正直なところで、非常にタイトですよということは、国のほうにも今訴えているところでございます。ただ、現在の国庫補助のスキーム上、このような形ということを示唆されております。再生計画につきましては、一旦完成をさせると、一旦その成果品を得るというふうなものになっております。ただ、その後も、もちろん解体工事の期間もありますし、次の進出事業者さんが着手される、あるいは周辺整備の工事なども令和 10 年度以降に行っていくこととなります。なので、その計画としてはそういった、ある程度形を作りますけれども、その中でこういった形が実現していくのかっていうのはまた今後調整していく必要があらうかなと思っております。計画の内容につきましては、一旦その成果物として出ますので、それについてはそれということで一旦確定をするものでございます。必要があればその会議なり、また集めて話し合い、協議をする場があると考えています。

重廣委員 なんとのおんびりされてるなというふうな私は感じがします。これはこの、解体するための計画、解体だけしか考えておられないんじゃないかと。ただ、市民が思うのは、また湯本に大金を使うのかという発想があるわけですよ。あくまでもエリア再生事業ですから、もう例えば 10 年後にはこういう計画がありますよっていうのまで出さないと、あくまでも解体するために、補助を取りに行くための簡単なエリア再生計画を、正味 1 月足らずで本当にできるのであろうかと。いずれその計画、つまり工事完了した後に、10 年の 2 月以降ですよ。その後に再生のためのデザイン会議等が発生するのか、また別の金額は発生していくのか、今それを 1 番心配しております。あくまでもこれは、目的は解体、解体っておっしゃっておられます。解体の中で、解体の期間中が 1 年半ぐらいあるわけですから、その期間中に解体して新しい進出業者が決まるかもしれません。決まったら、その方とまちの方と一緒に、こういうことをしたいんだというデザインを作っていくという作業が必要になると思うんですよ。そのためにはまた新たな金額が必要になる、追加していくのかどうか。計画としてはあって、わかってると思うんですが、そのあたりの説明をお願いします。

地域未来創造課長 この事業の目的につきましては、解体はあくまでもその中の一部であって、その後の温泉街全体の魅力向上、そういったところが、総体的な目的となっております。で、追加でさらに費用が発生するかどうか。ちょっとこれにつきましては、現在想定はしておりません。今回作るエリア再生計画をもって、今回この対象となる北エリア周辺を、しっかりと整備計画を作ってまいりたい。で、そして、既存の

湯本温泉観光まちづくり計画、これとの整合性を持って、そぞろ歩き、回遊性の向上、一体的にこの温泉街全体の魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

総合政策部長 若干補足させていただきます。今予算にあげてるのは、解体の部分の予算を上げてますけれど、国の補助の制度としては、解体に伴って進出事業者がいるってことが条件にはなってますけど、付帯事業として、2 次の要項が出てませんのではっきりわかりませんが、当初聞き取りをしてる段階では、解体工事費の 2 割程度、ですから、6 億ですと 2 割。その 2 割ぐらいの周辺環境整備っていうのも一緒にやるようにっていうことを最初に言われてますので、それについては、今解体をしないといけないっていうところで、解体の工事費を今積算をして計上させていただいてますけど、さっき今後追加はないよねっておっしゃいましたけど、そういった意味で、周辺整備っていうのが 2 割程度は出てきますけど、じゃあそれをどこをやるかというところは、今後内部で、検討委員会とワーキンググループの中で検討はしていかないといけないというふうには思っております。

重廣委員 今 2 名から説明をいただきましたが、今の説明であれば、つまり、この 11 月中旬までに策定の中で全部盛り込むということですね。という意見ですよ。ぜひ、これは申請用の策定だろうとは思いますが、ぜひ我々にも公表してみてください。どのような計画が上がったのか。できると思うんですね、策定前、ぜひそのお約束をいただきたいと思います。ただ、その今言ったように、これをやりました。周辺も約、今 2 割って言うちゃったかな、2 割の金額を使って、その周辺のやつもできるってありますけど、策定がない限りはおそらく何も動けないと思うんですよ。だから、ほんと、この 1 月半の間に、市長特命の庁内プロジェクトチーム、大変だろうと思いますよ、全部全て完成するのは。どのようなものが出来上がるか、私も楽しみにしておりますので、ぜひ拝見させていただきたいということがありますが、もし、2 次申請用の書類ですので公表できないというふうに言われたら、ちょっと私も考えますが、その辺りの見解はどうなっていますか。

総合政策部長 申請の書類については、基本的には外部には出せないということになってます。ですが、申請をした段階で計画を添付して申請用の計画を作りますので、添付しますけど、それがいわゆる修正とかですね、色々かけられる場合があるので、最終的に完成して公表できるタイミングになれば、当然公表もさせていただきたいと思っております。

綾城委員 確認なんですけど、湯本のまちづくり計画の時は、デザイン会議は非公開でした。で、推進会議は公開でした。で、今回、同じようなスキームですけども、今回もワーキンググループ会議は非公開で、このトップの市長が率いる会議、なんて言われましたっけ、エリア——（「エリア再生検討委員会」と呼ぶ者あり）。エリア再生検討委員会。これは公開ですか。ちなみに、何回やられる予定なのかということと、公開なのかということをお教えいただけますか、

地域未来創造課長 エリア再生計画検討委員会につきましては、原則公開を予定しております。回数につきましては、今 3 回程度を予定しています。ただし、公開につきましては、進出事業者の情報を含む場合がございます。その際には非公開となる場合もございます。で、ワーキンググループにつきましては非公開ということでございます。

綾城委員 地味にね、駐車場のこともあるから、ワーキンググループのことも大事なんだけども。まあまあ、それはわかりました。進出事業者さんもいらっしゃるところであれですけど、これ、3 回やるっていうのは、事前に何か周知されるんですか、いつ頃やりますということは。

地域未来創造課長 公開でございますので、公開として開催する場合には、そういった周知は行います。

綾城委員 で、あと、すいません、ちょっと参考までに、7 名の今のワーキンググループは、湯本の開発の時にやられたメンバーの方で、整合性を取るためにやられるというような感じでおりましたので、デザイン会議のメンバーですかね、が、なんかこうメインで入られるのかなと思っておりますけど、そういう認識でよろしいですか。

地域未来創造課長 前回の計画に参加した方もおられますし、新たに参加される方もいらっしゃるということでございます。

綾城委員 それ、新たに参加されるかっていうのはどういう方なんですか。

地域未来創造課長 その当時なかったのではないかと思いますけれども、公共空間活用をする、今地元でされている団体であったり、あとは今回、JR さんをこのワーキンググループに含めることを考えております。また、あと行政関係者につきましては、若干その変更があるところでございます。

綾城委員 わかりました。で、今の市長をトップとする 7 名の委員で、なんでしたっけ。はい、すいません。協議会。この 7 名のメンバーはどういう方を予定されてるんですか。教えていただけますか。

地域未来創造課長 委員長は市長でございます。それから、観光の関係の団体、それから経済関係の団体の代表、それから地元の関連の代表として、まちづくり協議会、それから旅館協同組合さん、あとは行政の関係者というところで構成したいと考えています。

綾城委員 ちょっとザクつとした話でしたけれども、わかりました。それと、もう 1 点確認です。先ほどちょっと田村大治郎議員から質疑ありましたけれども、万が一、2 次募集がダメだった時に、いけなかった時に、万が一ですね、このあれです、今、1,600 万円の業務委託料と委員の報酬等々、これはさっき国の補助対象になるって言われてましたけれども、もし 2 次採択が難しかった時に、その部分は国から費用弁償されるんですか。

地域未来創造課長 1 次の採択されて今実施する事業に関しては、国の補助の対象

として支給されるということでございます。

ひさなが委員 先ほど田村議員のところで、まだ解体費の部分は決まってないってところで、今から申請をされていくと思うんですけど、その申請に必要な、先にお金を使っていかなきゃいけない部分があると思います。その中には当然 1 次で交付決定をされて支援を受けるお金もあると思いますけど、それ以外のお金がどんなものがあるのかっての、大体いくらぐらいそれにかかるのかっていうところをお伺いします。

地域未来創造課長 今から 2 次までの間に支出する経費ということでございます。まず、エリア再生計画にかかる部分として、委員の報酬、それから費用弁償といったところ、それから先ほど申したエリア再生計画検討支援業務、これに関しては早々に、9 月からの計画にかかる部分ですので執行します。加えて、周辺建物影響調査、これにつきましても、解体工事の前に実施するところでございます。これが非常に時間がかかるところでございますので、これについても入ってまいります。そして、用地の取得に関する経費につきましては、これは交渉などによりますけども、執行する可能性があるということでございます。

ひさなが委員 今、確認ですけど、周辺建物の影響調査は時間がかかるっていうところだったので、あと用地の取得費っていうところも取得の可能性があるっていうんですけど、この 2 つは補助、これは 1 次の交付なんか、もしくは 2 次でこう見てもらえる金額というお金になりますか。

地域未来創造課長 まず、この周辺建物影響調査につきましては、工期、業務期間的にはちょっと収まらないというところで対象外になってまいります。また、用地取得費、これに関しては補助の対象外でございます。

ひさなが委員 わかりました。では、2,100 万円と 3,000 万円、合わせ 5,100 万円ぐらいが対象外の金として発生をするという中で、仮に 2 次が通らなかった時、この 5,000 万円ってのはどうなるんだろうっていう、しかも、3,000 万円かけて用地も取得しちゃったら、解体できないけどどうするんだってリスクをすごく考えるんですけど、その点について見解をお伺いします。

地域未来創造課 今おっしゃられたように、そういったことが発生しないように、その時期などを適切に見極めながら、予算を執行していくということは考えております。

2 次の採択に至らないということは例えば進出事業者のことであったりというところが影響するかなと思いますけども、そういうようなことがないように我々としては交渉を進めてまいりたいと思っております。

総合政策部長 今課長申したとおりなんですけれど、例えば、今進出に対して関心をいただいている事業者 1 者ありますけど、その事業者が進出を決めると、建てますよってことがなければ 2 次申請ができないっていうことになりますけど、2 次申請は仮にその企業が、仮にと言いますか、そういうつもりは今現時点では全く思っておりませんけど、例えば仮にその企業が進出を、何らかの事情を、会社の事情で止められたとか

ってということが仮にあったとしても、それはまあ全く想定は現時点ではしておりませんが、そうした場合には、計画はできてますので、時間は空くと言いながら、その計画を基に新たな企業誘致、進出事業者を新たに探していくっていうことを、想定はしてませんが、そういったことも可能であるっていうこと、可能性はあるということで、そうしますと、それを合わせて、その進出事業者が合わせて解体の申請をしていくっていうことも、最終的には、もし何かあった時には可能性としては 0 ではないということがございます。

ひさなが委員 まずは、そういったリスクっていうのはやっぱりどうしてもあるなと思うので、時間の流れとしては、その進出の協定が決まるあとに用地を僕は取得だと思ってんですけど、そういったふうに、こう認識をしていいですか。それとも、先に用地を取得してしまう可能性ってありますか。

地域未来創造課長 先ほど、林委員から覚書きという言葉が出たかと思いますけれども、そういった形で条件なども入ってくるかなと思ってますけども、2次申請に至れるかどうか、そういう時期を見極めながら必要なリスクを抑えられるような形で進めていきたいと思っています。

ひさなが委員 なかなかちょっとはっきりとしたご答弁じゃないかなと思いますけど、一応大前提として、国の補助ありきで解体されるってことでいいですよ。用地を取得してしまって、何も、例えば進出が難しいってなった時にも、取得をしてしまったから最後一般財源に行くみたいなことはないっていう認識でいいんですね。

総合政策部長 この事業については、記者発表等でも市長が申しておりますけど、民間の建物でございます。民間の建物を市が解体するっていうことは非常にハードルが高いっていうことで、倒産って言いますか、廃業されてから、市として側面的な動きは市長のほうでトップセールスという形でされてきておりましたけれど、やはり建物の解体に相当な負担がかかるということで、市の建物でもないものを市が解体をするっていうことはできないっていう状況が続いておりましたけども、国が、市が介入をして建物を解体することを認める補助事業を作ったということは、公共としてやっていいというお墨付きをいただいたっていうことで、やっと動けるという段階になってますので、当然、単独じゃあ解体をしていくっていうことは、色々な要望あると思いますけど、それは基本的にはできないと思っております。

上田委員長 ほかに関連ございましたら。（「なし」と呼ぶ者あり）課長、発言終わりましたら、電源落としてください。それでは、ほかにご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、補正予算全般についてご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、今一度ということで、副市長のほうに見解をお尋ねしておきます。6 月 12 日だったと思います。この案件、具体的に担当部課のほうから全員協議会で説明をいただいて、地元紙にも取り上げられたし、ある程度内容は分かってるのと、事業費も大きいということで、私、予算委員会もこれだけ時間がかかっていると思う

んですよ。これはもう部課長では答弁できない段階の、ある意味私は政治判断の中で、この事業っていうのは、湯本のエリアのこと、長門の振興、それから様々なことを考えて、廃屋となった民間の建物を今年度創設された国の事業を使って、この時しかないという決断をされて、私は議案として出てきてる。それで、今日のこの委員会、最終的には本会議での採決ですけど、実質的なゴーサインっていうのが私はこの予算委員会であろうというふうに思うんです。記者発表等でされてるかもしれませんが、やはりこの議会の中で、私は政治判断として今回のこの事業を進めていくという上に立って、代弁者である副市長に、この事業がなぜ必要なのか、なぜゴーサインを出してほしいのか、きちんと聞いておきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

副市長 この事業の背景等につきましては、すでに先ほど市長が行政報告で申し上げておりますので、言わば意気込みと言いますか、まず、ここに至るその意気込みの点を中心に私からは説明をさせていただきたいと存じます。まず、この廃屋撤去、再生による温泉地等のまちづくり支援という形で、国補助事業が今年度創設されたわけですが、ここに至るまでには、まず令和 7 年度において、市長をはじめとした市が一生懸命この観光庁に要望をして、「こういうことが起こっている、なんとか国の補助金がいただけないか、そういう制度を創設していただけないか」ということで、始めておったわけです。そして令和 8 年度の国の当初予算に、わずか 10 億円ではございましたけれども、この事業が創設されたというところに関しては、市長を中心に相当の熱意をもって臨んできたということをご理解賜りたいと思います。それが今回、全国で第 1 号の採択に至ったという背景にございます。この 10 億円の中で今回、国の補助金 4 億円を計上させていただいてますけれども、これだけ国も、この長門市の温泉再生、北エリア再生にかける思い、こういったものを汲んでいただけた、そういったところをご理解賜ったというふうに思っています。その点をまず申し上げた上で、もう 1 つ、今回、いわゆる解体事業って言いますか、これだけの事業お願いするわけですが、実は令和 2 年以前の、観光まちづくりが始まる前に、先ほど来、出ておりますけど、観光まちづくり計画、こういったものが樹立されております。これは当然、北エリアを含んだ温泉のまちづくり計画でございましたけれども、これが実は完遂しておりません。というのは、やっぱり北エリアが少し外れたと言ったら失礼ですけども、河川公園、そしてせせらぎ橋、そういったところでそぞろ歩きも止まっているという状況がございます。これをなんとしても完遂させなきゃいけないというのは、市はずっと考えていたところなんです。その中に令和 4 年、突然旧ホテル枕水が廃業されるという事態になった。そして今回、4 年ぶりに動きが出てきたわけですが、地元 4 団体から 6 月 20 日にいただいた要望書の趣旨を申し上げますと、解体だけを望まれているわけではなくて、「音信川下流区域の魅力再構築によるそぞろ歩きの促進」という要望をなさっていらっしゃいます。こういったことで、当時のまちづくり計画の中には 6 つの

キーワードがございましたけれども、その中で、「そぞろ歩き」がまだ完遂していない。そして「佇む」。これも当時の計画から申し上げれば、河川公園で止まっているといったところで、何としてもこの北エリアを再生しなければいけない。特にこの枕水のさらに北には 2 つの宿泊事業者がいっぱいいます。こういったところも含めてそぞろ歩きが完遂できないか。そういったことを考えて、今回のエリア再生計画では、先ほど来、議論ございましたけれども、北エリアだけの景観の改善や安全性の改善を求めるのではなくて、当時デザイン会議に関わられた方も数名入っていただく予定としております。そういったことでエリア全体の魅力向上を図るんだと、これがないとですね、今回の補助金いただけません。それがあるもんですから、なんとしてもこのまちづくり計画を完遂させて、この湯本温泉を訪れる方、本市を訪れる観光客を増やしたいという思いで、今回、市長、この予算計上に至ったところでございます。

当時は旧白木屋グランドホテルの解体についても、全国的にも稀な補助金をいただいて解体に至ったわけですが、やはり先ほど担当部長が申し上げたように、公的なものがなければ、民間の解体に関わることが行政としてはできませんので、なんとしてもこの補助制度を使って、今地元からも大変危険だと、住民のこの放置に対する危険性の払拭ができないということで非常に強い要望が出ております。こういったものになんとしても応えていきたいという思いで今回、計上に至っていることをご理解賜りたいと存じます。

綾城委員 私からも 2 点ほど副市長にお尋ねをしたいと思います。今、言われました湯本観光まちづくり計画がまだ完遂していないんだというところで、1 点は今、副市長のお話を聞きまして、じゃこれは湯本観光まちづくり計画の第 2 弾というか、そういう位置付けで市は取り組んでいかれるのかというところが 1 つ。それともう 1 つが、先ほど来ちょっと駐車場の話をさせていただいております。もし新しい事業者さんがこの駐車場を使われるという話になっていった場合、今 30 台ぐらいの方が契約をされているというところで、地元からこの枕水さんをやっぱ解体してほしいと。それはなぜかっていうと、コンクリートも落ちてくる、電球等も落ちてくる。私も何度も拾って掃除をしました。そういう危険性もあるのでぜひやってほしいというところで、自治会からほんと満場一でお願いをさせていただいております、お願いをしてこういうことをまたお願いするのは本当に申し訳ないんですけれども、ぜひ、その新しい事業者さんが駐車場を使われる際には、地元住民のまず理解をぜひ得ていただきたいということ、そこは私も努力をしたいと思っております。それと、駐車場の代替、そこをぜひしっかり確保して、足の悪いお年寄りの方もいっぱいいます。ですので、代替をしっかり確保していただきたいというところ、そういうところをこの 2 点について副市長のお考えを聞かせていただけたらと思います。

副市長 まず第 1 点。いわゆるエリア全体の魅力向上の件だと思いますけれども、これについては非常にタイトな期間、3 か月という期間ではございますけれども、なんと

かこのまちづくり計画、当初のまちづくり計画が完遂するように、関係者、当時のデザイン関係者もお呼びしますので、そういった方々のご意見も徴しながら、大変短い間ではございますけれども、なんとか完遂、計画策定に持っていきたいというふうに考えています。あくまでもエリア全体の魅力向上に向けて完遂させたいというふうに考えております。それともう1点、先ほど来出ております駐車場、代替駐車場の件、実はあそこには、宿泊事業者の方が色々当たってきたんです、複数の宿泊事業者の方からご意見をいただく中で、あそこにもし旧ホテル枕水を解体して新たに造るとしたら、どうしても狭隘なスペースでちょっと難しいという意見が出ましたものですから、駐車場っていうことも視野に入れなければいけないという形で、今回公有財産購入費っていうのも挙げさせていただいてます。ですから、まだ本決まりになったわけではございません。先ほど、いわゆるワーキンググループとか検討委員会に入れてはというお話ありましたけども、この件がもし動くとすれば、当然地元の方々と交えて、これはいわば別途、代替駐車場の問題も含めて話し合いを丁寧にさせていただきたいと、検討委員会とはちょっと別になるかもしれませんけども、そういった形で丁寧な対応させていただきたいというふうに考えております。

上田委員長 今一度で、ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ほかに質疑もないので、議案第1号に対する質疑を終結します。討論を行います。ご意見はございませんか。

林委員 それではただいま議題となっております議案第1号「令和8年度長門市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の立場から意見を申し上げます。私は、2014年、平成26年1月に株式会社白木屋グランドホテルの倒産に伴い、同年12月定例会に提案された旧白木屋グランドホテル等の3施設の解体・撤去事業に係る補正予算及び解体後の土地取得の議案に対し、民間ホテルの破綻処理に伴う公費投入によるモラルハザードの懸念や、市の政策順位への疑問、跡地利用計画と財源の不透明さ、そして倒産から半年という拙速な政策決定であることを理由に、反対の立場を表明しております。今回の旧ホテル枕水も、老朽化した廃屋が温泉街のイメージや誘客に悪影響を及ぼし、民間投資に影響を及ぼしている背景は共通しているものの、当時指摘した課題への対応が適切に図られていることを確認し、賛成するものであります。第一に、財源の構成であります。今回の事業費7億3,425万4千円のうち、国県支出金が4億248万円、地域活性化基金からの繰入金が2億7,000万円で、一般財源はわずか6,177万4千円にとどまります。基金の補正後の年度末残高も約4億9,800万円を確保する見込みであり、2014年当時のように市の債権約1億1,000万円が回収不能となったケースと比べ、市財政への影響が大きく異なっております。第二に、手続きの妥当性であります。今回の予算には清算人選任申立予納金が計上されており、破産処理の法的手続きに則って用地取得を進める枠組みとなっております。また、エリア再生計画検討委員の報償・費用弁償、検討支援業務

委託料が予算化されており、有識者・地元関係者を交えた検討委員会が計画策定を担うという体制が担保されていることであります。第三に、スケジュールの順序であります。想定スケジュールでは、エリア再生計画の策定完了が 11 月中旬、用地の所有権移転が 12 月下旬とされ、跡地の活用方針を固めたうえで用地取得・解体に進む順序になっております。用地を先行取得し、跡地利用は後から検討するとした 2014 年当時の進め方とは、この点でも異なっております。第四に、長期計画への位置づけであります。2020 年、令和2年開始の「長門湯本観光まちづくり事業」の 10 年計画の中に、今回の北エリア再生事業は明確に位置づけられており、旧ホテル枕水の廃業から約4年をかけて検討されてきた経緯があります。倒産からわずか半年で方針が決められた 2014 年当時とは異なり、拙速な対応とはなっておりません。もとより、廃屋撤去そのものがゴールではなく、跡地への宿泊事業者誘致や回遊性の向上、民間投資の呼び込みという事業効果が実際に発揮されるかどうかは、今後も注視していく必要がありますが、繰越明許費として次年度に持ち越される事業の進捗、エリア再生計画の具体的な中身については、引き続き慎重な審査を行っていく考えであります。そのことを申し上げて、議案第1号に対する意見といたします

上田委員長 ほかにご意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見はないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算委員会を散会します。どなた様もご苦労様でした。

— 散会 11:33 —